

石川県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備事業費補助金 交付要綱

(通 則)

第1 石川県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和5年9月29日付け医政発0929第23号・感発0929第3号・医薬発0929第12号厚生労働省医政局長・厚生労働省生活衛生局感染症対策部長・厚生労働省医薬局長通知）、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和5年9月29日付け厚生労働省発医政0929第5号・厚生労働省発感0929第4号・厚生労働省発医薬0929第81号厚生労働事務次官通知）及び石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する医療機関（以下「外来対応医療機関」という）を確保することにより、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

(補助事業者)

第3 補助金の交付対象は、次の（1）～（4）を満たし、新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある外来対応医療機関のうち、知事が適当と認めた者とする。

- （1）発熱患者等外来対応医療機関の指定（令和5年9月1日～令和6年2月末までに指定を受けた医療機関）
- （2）かかりつけ患者に限定せずに発熱患者を受け入れ
- （3）県のホームページで（1）として医療機関名を公表
- （4）医療機関等情報システム（G-MIS）での日次・週次調査の入力

(補助対象経費)

第4 補助金交付の対象となる経費は、別表に定めるところとする。

(補助対象期間)

第5 この補助金の対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第6 補助金の交付額は、次の(1)(2)により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付条件)

第7 補助金の交付の決定にあたっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(以下、「適正化令」とする)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (3) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8 補助金の交付決定を受けようとする者は、補助金交付申請書並びに実績報告書(様式第1号)に所要額精算書(様式第2号)、実績額内訳書(様式第3号)、その他の関係書類を添えて、当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9 知事は、前条の規定により提出された書類を確認の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10 事業の完了後、この補助金の精算払いを受けようとするときは、精算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の報告)

第11 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

(その他)

第12 特別の事情により第8に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から適用する。

別 表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>(1) HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 905,000 円 (1 施設あたり)</p> <p>(2) HEPA フィルター付パーテーション 205,000 円 (1 台あたり)</p> <p>※ (1) については、設置室内の陰圧化 のために使用するものに限る</p> <p>※ (1) (2) ともに、新型コロナウイルス 感染症患者の診療に要する設備に 限る</p>	<p>外来対応医療機関の設備 整備に必要な備品購入費</p>	<p>10分の10</p>